

春日井市固定資産税過誤納金補填金支払要綱

(目的)

第1条 この要綱は、固定資産税及び都市計画税に係る過誤納金のうち地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により還付することができない税相当額(以下「還付不能金」という。)について、固定資産税過誤納金補填金(以下「補填金」という。)を支払うことにより、納税者の不利益を補填し、税に対する信頼の回復を図ることを目的とする。

(補填金支払対象者)

第2条 市長は、還付不能金が生じたときは、賦課処分の対象となった納税者に対して補填金を支払う。ただし、賦課処分の対象となった固定資産について相続があったときは、補填金は相続人に支払う。

2 市長は、納税者が虚偽の申告をし、又は必要な手続をしなかった場合等において、補填金を支払うことが公益上不適切であると認められるときは、補填金を支払わないものとし、また、既に支払いを受けたものがあるときはこれを返還させるものとする。

(補填金の額等)

第3条 補填金の額は、還付不能金及びこれに対する利息相当額の合計額とする。

2 還付不能金は、固定資産課税台帳等によって算定するものとする。この場合において、10年以上の期間において還付不能金がある場合の還付不能金の支払対象期間は、還付不能金支払決定の日の属する年度の前年度から起算して10年(地方税法第17条の5第4項の期間を含む。)とする。ただし、還付不能金を確認できるものについては、20年を限度とする。

3 還付不能金に係る利息相当額は、固定資産税を納付した日の翌日を起算日とし補填金の支払いを決定した日を終期とした期間の日数に応じ、還付不能金に民法(明治29年法律第89条)第404条の規定に定める法定利率を乗じて計算した金額とする。

(端数の処理)

第4条 還付不納金の算定は、支払を決定した時の地方税法の規定による課税標準額及び税額の端数処理に基づき当該固定資産一筆一棟ごとにこれを行うものとする。

(補填金の通知)

第5条 市長は、補填金を支払うときは、あらかじめその支払いを受ける者にその額等を通知するものとする。

(補填金の支払)

第6条 市長は、前条の規定により補填金の通知をしたときは、速やかに補填金をその支払いを受ける者に支払うものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年12月24日から施行する。
- 2 改正後の春日井市固定資産税過誤納金補填金支払要綱の規定は、平成26年12月24日以後に確定した還付不能金について適用し、同日前に確定した還付不能金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第3項の規定は、令和2年4月1日以後に納付した過誤納金

に係る還付不能金の利息相当額について適用し、同日前に納付した過誤納金に係る還付不能金の利息相当額については、なお従前の例による。